

全ての沈香がワシントン条約規制品目になる

数多くある沈香の種類



沈香は、シンチョウゲ科の Aquilaria (アキラリア) 属の樹の老木、倒木、傷ついた木などに細菌類等が付着して生まれた、芳香を発する樹脂の一種ですが、生成のメカニズムは未だ不明です。

沈香の種/ベトナム沈香 (国際沈香会議展示パネルから)

採取沈香の山/インドネシア ジャカルタ



雑感スケッチ

二〇〇三年十月に開催されたベトナムの国際沈香会議でも、沈香はそのまま放置をすればいよいよ絶滅するとの危機感を訴えるグループ、また、沈香は栽培で生産を増やせるとの研究実績を発表するグループも多くありました。

絶滅を救うために

が出来れば専門家でもその判別は不可能であると言われていました。そんな事が、今回、全面指定に踏み切られるきっかけとなったと考えられます。

線香や合わせ香等に用いられるほか、鎮静・健胃・解毒作用があるとされ、高貴薬や一部の漢方薬にも配合されています。日本以外の国では、やはりアジア諸国で医薬品、薫香料として使用され、またアラブ諸国では沈香を水蒸気蒸留して得られるオイルが香料などに大量に利用されています。

高級かつ貴重な香料として、梅栄堂製剤品には欠かせない沈香ですが、このたび、二〇〇五年一月十二日から「沈香基原植物全種」が、ワシントン条約付属書IIに指定される事になりました。

ワシントン条約には、締約国会議で承認を受けて採択される、パンダやトラなどの様に全く商業取引を禁止する付属書Iと、産出国の許可証(CITES)があれば商業取引は可能な付属書II、そして原産本の沈香樹脂を含んだ木を見つけ出すのに、二十本近くを伐採するところにある切り倒す前に沈香樹脂が含まれているかどうか判別できれば、自然保護に役立つであろう」とのこと。先生もい方法を目下研究中のようにです。

ただ、そう簡単に沈香が手に入るようになれば、沈香の価値が下落することにもなるのです。

賛成多数で全面規制に

昨年十月にバンコクで開催された第十三回ワシントン条約締約国会議に出席した知人の報告によれば、今回の全面規制についての提案国であるインドネシアが提案理由を説明した後、原産国であるベトナムからインドネシアの提案を支持する発言があり、アラブ首長国連邦、カタール、クウェートからは反対の意見が述べられました。最終的には採決となり全面

ワシントン条約とは、絶滅の恐れのある野生動物植物を保護するために、過度に国際取引に利用されないように採択された国際条約のことです。一九九五年に指定された一部の沈香に続き、このたび、全ての沈香が規制の対象として扱われることになりました。

国が独自に設定出来るIII(取扱いは基本的にIIと同じ)に分けられています。

すでに一九九五年には、沈香の一種 Aquilaria malaccensis が今回と同じワシントン条約付属書IIに登録されています。ひとくちに沈香といっても、種類が多く、昔からタニ沈香として親しまれているインドネシア・マレーシア産の Aquilaria malaccensis や、シヤム沈香として名高いカンボジア・ベトナム産の Aquilaria crasna など、約二十種の Aquilaria 属、そして十年ほど前から沈香の基原植物とされたインドネシア西イリアン・パプアニューギニア産の七種類の Gyniopsis (ジリノプス) 属があり、Aquilaria malaccensis のみが規制対象となっても、市場に沈香規制賛成が七十一、反対九、棄権二十三で原案通り承認されました。

お線香の原料にも国際的な利害が絡み、我々の知らないところで駆け引きの道具として使われているようにも感じられました。日本政府は、沈香の使用は輸出許可証が発行されれば確保できるとして、賛成投票を行ったもようです。実際の国際取引ではまだまだ不透明なところもあるようです。

ちなみに、梅栄堂では数年前から、輸出国の許可証(CITES)を付けて輸入された沈香をすでに購入していることを、最後に付け加えさせていただきます。



沈香の苗/インドネシア カリマンタン